

ひまわり かうの メッセージ

68号

2016.12.12
NPOひまわりの内
西濃地域
癡連障がい支援センター
発行人：中野たみ子

ある追憶



～一冊の本に記された母子の記録～

「母さん、ぼくが赤ちゃんの頃、子守唄を歌ってくれたでしょう。
ぼくは母さんの子守唄でちゃんと眠ったよね。」

（この）はじまりの言葉のない子と明日を探した二歳」とい

う本は、自閉症の英司さん（当時四十歳）とお母さんが追憶の形をとて著した本です。

「あのね、ぼくは赤ちゃんだったから……音程が狂っていたかどうかわからなくて毎晩眠つたんだよね。ものすごく狂つてしましましたね」と、この本は継ぎます。英司さんが生まれた頃は、まだ今のように自閉症についてわかつてませんでしたし、彼は自分の興味だけで行動する多動な子で、彼がことばで人と会話ができるようになったのは中学生の頃でしたから赤ちゃん時代の記

憶があるなどとは、お母さんにも驚いたようだ。英司さんは、音を聴き分ける力も優れなくて、二歳と過ぎた頃にはレコードを選べ、ステレオの操作もできるようになっていたのに話すことばは全くなかっただそうです。詩吟を唱り、讃美歌を正しく歌えたのに、話せなかっただのです。英司さんは、度々泣なくなったりさうですが、それも後で、バス路線を調べていたら、が英司さんとの会話を分かってきたのだらしい。

私は、子どもたちを前にして、何故かこの本を「想い出します。目の前のこの子のことを本当にわかつているのだろうか。この子の力を過大評価しているんだろうか。やめつけでないだろうか。この子の力を引き出すのに既存のものだけしかないと考えていなければ、自分のやり方が全てであると過信していないだろうか……。

来年度に向けて

解釈されたいこともあります。そこで今一度、確認しておきたいと考えます。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)

いつの間にか師走に入り、もう今頃は来年度の就学先を決定される頃でしょう。

この日月から「障害者差別解消法」が成立し、「合理的配慮」がうたわれ、就学先・進級先についても「保護者との合意形成」をしていくことなど、私たちの周りで、障がいきもつ子どもたちに様々な配慮がなされるようになってきてます。

しかし、本当に私たちは、それらのことを正しく知っているのだろうか……と考えると、必ずしもそうではありません。

保護者の方の相談を受けていると、「突然、紙(就学のすすめ)をもらいました。私たち、今まで何も聞いていません」とおっしゃる方や、支援学級に入級しているにもかかわらず、「個別の教育支援計画」なんて、知りません」と不思議な顔される方もあり、法律や通知などが現場の先生方には浸透しきいないのではないかと危惧されます。

「障害者差別解消法」は合理的配慮をしないことも、差別にあるとされていますので、合理的配慮がどれほど過大に

合理的配慮とは、障害のある子供が他の子供と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり障害のある子供に対し、その状況に応じて学校教育を受ける場合に個別に必要となるものであり、学校の設置者及び学校に対する体制面・財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

そして、合理的配慮について、ざっくりと合意形成をはかったうえで提供されることが望ましく、その内容を「個別の教育支援計画」に記入する「ことが望ましい」とされています。これは、幼児期から「途切れのない支援」をしていくための引きつきの資料としても重要なものであると言えます。

では、具体的に合理的配慮を考えてみましょう。
視覚障がいの子であれば、教科書などの拡大版や点字版

や書見台の確保、廊下に物を置かないなどの配慮が必要でしょう。

聴覚障がいの子であればFM式補聴器などは欠かせないでしょうし、左右どちらかが難聴の場合は、担任の先生のことを入りやすい位置に座席を確保してあげるべきでしょう。肢体不自由や病・虚弱の子であれば、当然医療との連携が必要でしょう。ストレッチャーや車椅子の使用については、設備面での配慮も必要ですし、給食についても一人ひとりの状態に応じた工夫も必要です。

では、「こんな例はどうぞ」とか。

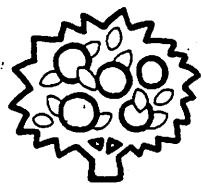
Aさんの学校には、知的学級があります。Aさんは知能指数でいうと五の位で、まだ十分にことばが話せません。でもお母さんは何としても他児と一緒にすゞらせたいので通常学級にAさんを入れることになりました。でもAさんは、生活面でも自己しきおりず、お母さんは「うちの子に一名支援員をつけさせて下さい。学校は合理的配慮ありますべきだなう。」と言われます。

私は、このお母さんの要求は合理的配慮とは違うと思うのです。Aさんが将来生きるために力をつくさなければなりません。必要な教育の場は、通常学級ではないでしょう。Aさんの教育の場が用意されていなければなりません。つまり、お母さんの要求は、「体制面・財政面において、均衡を失したまたは過度の負担を課さないもの」という点に反していると思うのです。

発達がゆっくりなお子さんに例え常時の支援員をつけたとしても、他児の学習のスピードとは大きくなれていってしまう。「分からなくても座つていればいい。」というのであれば、Aさんが受けけるべき、教育の権利の保障は、どうなるのでしょうか。

「の様に考えると、一人一人の子供の教育的ニーズは何なのか、まず明確にする必要があります。そして、その上で「どうの様に」「どの様に」配慮をしていくのかといったことが話し合われるべきでしょう。

【個別の教育支援計画】について



さて、合理的配慮を継続的に実施できるようにしていくために、個別の教育支援計画の作成・活用ということが大切になります。では、作成の対象となるのは、どんな子どもたちでしょうか。

- ① 特別支援学校と小・中学校の特別支援学級の在籍児
- ② 小中学校で通級による指導を受けている児童生徒
- ③ 過去に特別支援学校や特別支援学級に在籍、又は、通級による指導を受けた幼児児童生徒で、進学・転学先に「個別の教育支援計画」をひきつれた者となっています。

一月に入ると、どこで園から小学校、小学校から中学校

の引きつが会が始まるべるでしょう。そんな時、保護者と共に作成してきた支援計画は、途切れのない支援のために、どうしても必要なものです。

先日、県の特別支援教育課の課長補佐であった堀内先生に講演をしていただき、多くの先生方がご参加下さいました。先生は、「あれも、これも……じゃなくてまず一つが……」とおっしゃっていました。時間のない先生方が、今までの方法で、具体的に支援を始めて下さることが、きっと子どもたちの今後につながっていくのだろつと思ひます。

ユニバーサルデザインについても、学びごくさのある児童生徒をピックアップした支援ではなく、学びにくさのある児童生徒が在籍していることを前提として、わざりやすい授業を考えいくことの大切さを教えていただきました。「どの生徒一人のために出来ません」と言われることとは少なくなりましたので、おさらへ校内の研修がすすんでいるのでしょうか。

特別支援教育が始まつて十になります。特別支援教育は特別支援学校や支援学級のものだと考えていましたが、はいはうしゃらないでしょうが、一般の方々にはまだ十分に理解されていなうです。祖父母の方の理解がないといふ場合も多く、子どもたちの就学先決定の大きな壁にもなつてゐるようになります。そして、子育てについての危惧もあります。

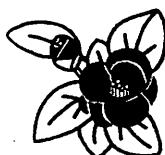
へお母さんかへく

自分の子に向き合つて
家庭でできなうことは、家庭で……。

新聞報道に、子どもたちの文章力、表現力の低下が問題視されました。文化的な生活、スマホやパソコンの普及など私たちの生活は便利になりました。けれども、お父さんやお母さんは、キーボードや鼠标と向き合つて下さつてゐるでしょうか。「ゲームやスマホをやっていれば大人しくしてします。何も問題ありません」とおっしゃるお母さん。いいえ、それこそが問題なのです。「家では大人しいのに学校でいろいろ言われる」あたり前です。ルールのない家庭で、好きがままだけやっていた子が集団のルールに従えないのは当然でしょう。

そんなことより、子どもと向き合つて下さい。子どもたちのことはお聞きあがで下さい。「体のバランスが悪いうら病院のりハビリトリー」「宿題は放課後サービスで……」本当にそれで良いでしょうか、もちろん、子育てを皆で支えていへんとか、要だと私は思つてますのが、親として何をするのが、もう一度、家庭でできなうことを直面してみませんか?

お
知
ら
せ



一月十六日(月)親の会は奥の細道記念館です。
九時三十分